

議案第77号

勝山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

勝山市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年勝山市条例第23号)の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、登録の資格について改めるとともに、個人番号カードを印鑑登録証として利用するために必要な規定を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

勝山市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(登録の資格) 第2条 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、勝山市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑登録を受けることができる。ただし、<u>成年被後見人</u>及び15歳未満の者は、この限りでない。 (登録印鑑) 第4条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録することができる。 (1) (略) (2) 外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民にあつては、住民票の備考欄に記載	(登録の資格) 第2条 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、勝山市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑登録を受けることができる。ただし、<u>意思能力を有しない者</u>及び15歳未満の者は、この限りでない。 (登録印鑑) 第4条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録することができる。 (1) (略) (2) 外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民にあつては、住民票の備考欄に記載<u>(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を</u>

_____されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表しているもの

2・3 (略)

(登録及び印鑑登録証の交付)

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認書が提出されたときは、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び該当旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、氏名及び当該通称]

(5)・(6) (略)

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調整する。

3 (略)

(新設)

含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))が_____されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表しているもの

2・3 (略)

(登録及び印鑑登録証の交付)

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認書が提出されたときは、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載_____

_____が_____されている場合にあっては氏名及び該当旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、氏名及び当該通称]

(5)・(6) (略)

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調整する。

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者で、勝山市個人番号カードの利用に関する条例(令和2年勝山市条例第 号。以下「個人番号カード条例」という。)第2条の規定により個人番号カード(行政手続

4 (略)

(新設)

(印鑑登録証の返還)

第7条 印鑑の登録者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、
印鑑登録証 _____ を市長に返還し
なければならない。

(新設)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 前条第4項により再交付を受けようとするとき。

(4) 第 _____ 10条の規定により印鑑登録が消除されたとき。

(印鑑登録原票の記載更正)

第8条 市長は、住民票の記載事項を変更したときは、印鑑登録原票
の記載を更正 _____ しなければ

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規定
する個人番号カードをいう。以下同じ。)を利用して印鑑登録証明
書の交付を受けることを申請した者(以下「個人番号カード印鑑登
録者」という。)には、印鑑登録証を交付しない。

5 (略)

6 前項の規定にかかわらず、個人番号カード印鑑登録者が個人番号
カードの再交付を受けたときは、申請により、当該再交付を受けた
個人番号カードに印鑑登録に係る情報を記録する。

(印鑑登録証の返還)

第7条 印鑑の登録者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、
印鑑登録証(個人番号カード印鑑登録者を除く。)を市長に返還しな
なければならない。

(1) 個人番号カード条例第2条の規定により、個人番号カードを利
用して印鑑登録証明書の交付を受けることを申請するとき。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 前条第5項により再交付を受けようとするとき。

(5) 第9条及び第10条の規定により印鑑登録が消除されたとき。

(登録事項の修正)

第8条 市長は、印鑑登録原票に登録されている事項に変更があった
ことを知った場合には、職権で当該事項について修正しなければな

ならない。

(印鑑登録原票の消除)

第9条 市長は、印鑑登録者が次の各号の一に該当したときは、当該印鑑登録原票を消除する。

(新設)

- (1) 住民票を消除した
_____とき。
- (2) 婚姻その他により第4条第1項各号に該当しなくなった

_____とき。
- (3) 後見開始の審判を受けた
_____とき_____。

(新設)

(登録の廃止)

第10条 印鑑登録者は、次の各号の一に該当するときは、自ら市長に登録の廃止を届け出なければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由があるときは、代理人によりこれを行うことができる。

- (1) (略)

らない。

(印鑑登録の抹消)

第9条 市長は、第10条の規定による届出があった場合には、当該届出に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実を知った場合には、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者が転出、死亡したことにより住民基本台帳の記録が消除されたとき。
- (2) 氏名、氏(氏に変更があった者)にあっては、住民票に記載されている旧氏を含む。)又は、名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があったとき。
- (3) 外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得したときを除く)。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が印鑑の登録を抹消すべきものと認めるとき。

(登録の廃止)

第10条 印鑑登録者は、次の各号の一に該当するときは、自ら市長に登録の廃止を届け出なければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由があるときは、代理人によりこれを行うことができる。

- (1) (略)

(2) 登録印鑑又は印鑑登録証 _____
_____を紛失若し
くは滅失したとき。

(証明)

第11条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、申請書に印鑑登録証をそえて自ら市長に申請しなければならない。 _____

_____ただし、病気その他やむを得ない理由があるときは、代理人がこれを行うことができる。

(証明の拒否)

第13条 市長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録証明を拒むことができる。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(2) 登録印鑑又は印鑑登録証(個人番号カード印鑑登録者にあつては、個人番号カードをいう。第11条において同じ。)を紛失又は滅失したとき。

(証明)

第11条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、申請書に印鑑登録証をそえて自ら市長に申請しなければならない。この場合において、個人番号カード印鑑登録者は、入力装置に印鑑暗証番号を入力しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由があるときは、代理人がこれを行うことができる。

(証明の拒否)

第13条 市長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録証明を拒むことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 個人番号カードの有効期間が、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第26条に規定する有効期間を経過しているとき。

(4) (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項から6項まで、第7条、第10条、第11条、第13条の規定は令和2年5月1日から施行する。